

みどり園改築等 P F I 事業
入札説明書等新旧対照表

平成 2 2 年 9 月 6 日

東葛中部地区総合開発事務組合

【事業契約書（案）】

頁	章	節	項	目	新
15	7		第44条	<p>第44条 施設供用開始日前に前条により本契約が解除された場合、事業者は組合に対して、<u>施設整備費相当額（割賦金利を除く。）の100分の10に相当する金額及び解除日の属する事業年度の開業準備業務相当額の合計額</u>を違約金として支払わなければならない。組合は解除日以後本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。なお、組合は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い取ることができる。この場合、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。組合の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを組合が選択する。</p> <p>2 施設供用開始日以降、施設全面供用開始日前に前条により本契約が解除された場合、事業者は組合に対して、<u>施設整備費相当額のうち、部分引渡し後に行なう施設整備に対する対価（割賦金利を除く。）の100分の10に相当する金額及び解除日の属する事業年度の開業準備業務相当額並びに運営引継業務相当額の合計額</u>を違約金として支払わなければならない。組合は解除日以後本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。なお、組合は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い取ることができる。この場合、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。組合の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを組合が選択する。</p>	<p>第44条 施設供用開始日前に前条により本契約が解除された場合、事業者は組合に対して、<u>施設整備費相当額（割賦金利を除く。）及び解除日の属する事業年度の開業準備業務相当額の合計額の100分の10に相当する金額</u>を違約金として支払わなければならない。組合は解除日以後本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。なお、組合は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い取ることができる。この場合、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。組合の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを組合が選択する。</p> <p>2 施設供用開始日以降、施設全面供用開始日前に前条により本契約が解除された場合、事業者は組合に対して、<u>施設整備費相当額のうち、部分引渡し後に行なう施設整備に対する対価（割賦金利を除く。）及び解除日の属する事業年度の開業準備業務相当額並びに運営引継業務相当額の合計額の100分の10に相当する金額</u>を違約金として支払わなければならない。組合は解除日以後本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。なお、組合は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い取ることができる。この場合、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。組合の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを組合が選択する。</p>
19	8		第51条	<p><u>第51条 第51条第1項及び第2項に規定する追加費用の負担は、別紙11に従う。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(以降、項番号繰り下がり。)</u></p>
20	9		第55条	<p><u>第55条 第55条第1項及び第2項に規定する追加費用の負担は、別紙11に従う。</u></p> <p>2 組合が事業者から前条の通知を受領した場合には、組合及び事業者は、本施設の整備又は本施設での活動をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、速やかに本施設の設計、施設供用開始日、施設全面供用開始日、本契約、維持管理業務及び運営業務年間計画書等の変更及び追加費用の金額等について協議する。</p> <p>3 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の金額等についての合意が成立しない場合には、組合は、不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知することができる。事業者は、それに従い本事業を継続する。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>第55条 組合が事業者から前条の通知を受領した場合には、組合及び事業者は、本施設の整備又は本施設での活動をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、速やかに本施設の設計、施設供用開始日、施設全面供用開始日、本契約、維持管理業務及び運営業務年間計画書等の変更及び追加費用の金額等について協議する。</p> <p>2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び追加費用の金額等についての合意が成立しない場合には、組合は、不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知することができる。事業者は、それに従い本事業を継続する。</p>

頁	章	節	項	旧	新
					<p><u>3 第53条の不可抗力によって生じた追加費用及び損害の負担については、別紙11に従う。なお、組合及び事業者は、必要に応じ、係る増加費用等の負担方法等について協議することができる。</u></p>
42	別紙11	1	(1)	<p>施設整備期間中に不可抗力が生じた場合、施設整備業務に関して組合若しくは事業者が負担した追加費用又は組合、事業者若しくは第三者が被った損害に相当する金額が、別紙6記載の施設整備費相当額の100分の1に相当する額までは事業者が負担し、100分の1を超える部分については組合がこの超過部分を負担する。</p>	<p>施設整備期間中に不可抗力が生じた場合、施設整備業務に関して組合若しくは事業者が負担した追加費用又は組合、事業者若しくは第三者が被った損害に相当する金額が、別紙6記載の施設整備費相当額の100分の1に相当する額までは事業者が負担し、100分の1を超える部分については組合がこの超過部分を負担するものとし、<u>開業準備業務及び運営引継業務に関して組合若しくは事業者が負担した追加費用又は組合、事業者若しくは第三者が被った損害に相当する金額が、別紙6記載の開業準備業務相当額及び運営引継業務相当額の当該事業年度における年間の支払総額の100分の1に相当する額までは事業者が負担し、100分の1を超える部分については組合がこの超過部分を負担する。</u></p>